

カテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約 新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p>第11条（当社が行う本サービス利用契約の解約等）</p> <p>お客さま等に当社が提供する他のサービスの利用料金等（当社が本債務等と一括してお客さま等に請求する料金等を指します。）の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により、当社の提供する他のサービス等の利用に係る契約が当社により解除された場合には、お客さま等は、当社に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当該事由が発生した日以降最初の託送約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって本サービス利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>3 前二項の事由が生じた場合には、当社との契約に基づきお客さま等が利用している他のサービスにつき、利用停止又は契約解除となる可能性があります。</p>	<p>第11条（当社が行う本サービス利用契約の解約等）</p> <p>お客さま等に当社または au エネルギー & ライフ株式会社（以下当社と併せて「当社等」といいます。）が提供する他のサービスの利用料金等（当社が本債務等と一括してお客さま等に請求する料金等を指します。）の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により、当社等の提供する他のサービス等の利用に係る契約が当社等により解除された場合には、お客さま等は、当社等に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当該事由が発生した日以降最初の託送約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって本サービス利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>3 前二項の事由が生じた場合には、当社等との契約に基づきお客さま等が利用している他のサービスにつき、利用停止又は契約解除となる可能性があります。</p>
<p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、2022年4月1日から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、2022年7月1日から実施します。</p>